

令和3年第5回

各務原市議会臨時会議案

令和3年10月27日

目 次

議第74号	令和3年度各務原市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議第75号	損害賠償の額を定めることについて	1頁
議第76号	各務原市公平委員会委員の選任について	2頁



議第75号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

令和3年10月27日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 損害賠償の額 4,910,980円
- 2 損害賠償の相手方 岐阜市加納清野町20番地  
株式会社アシスト  
代表取締役 桐山誠士

3 損害賠償の事由

新型コロナウイルスワクチンが当初想定していた供給量から減少し、集団接種会場の削減等を行ったことにより、令和3年6月10日付けで相手方と締結した労働者派遣契約における派遣労働者の就業日数が減少し、相手方が派遣労働者を余儀なく休業させることとなったため、その休業手当に相当する額等について損害賠償するもの



議第76号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年10月27日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市鵜沼各務原町※※※※※※※

氏 名 志賀一弘

生年月日 昭和28年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員前田勘次氏の死去に伴い、その後任に志賀一弘氏を選任しようとする。

